

青森県報

第四千三百九十六号

平成三十年
一月九日
(火曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
 - 右 同……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二
 - 右 同……………(同) ……二
 - 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……二
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
 - 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……三
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……四
- 選挙管理委員会
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……四

告

示

青森県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護の種類		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七	訪問リハビリテーション	十和田市東三番町一〇の七	十和田市東三番町一〇の七	十和田市東三番町一〇の七	平成 二九・〇・二七
株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木在家字桜井八〇の一	訪問介護	十和田市東三番町一〇の七	株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木在家字桜井八〇の一	平成 二九・二・二七

青森県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防の種類		介護予防事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七	介護予防訪問リハビリテーション	十和田市東三番町一〇の七	十和田市東三番町一〇の七	十和田市東三番町一〇の七	平成 二九・〇・二七

株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水本在家字桜井八〇の一	介護予防訪問介護	株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水本在家字桜井八〇の一	三九・二・二七
--------------------	------------------	----------	--------------------	------------------	---------

青森県告示第十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		指定期日
	主たる事務所の所在地	訪問リハビリテーション	名称	所在地	年月日	
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七	訪問リハビリテーション	十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七	平成二九・〇・二七	

青森県告示第十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	介護事業の種類		介護予防事業所		指定期日
	主たる事務所の所在地	訪問リハビリテーション	名称	所在地	年月日	
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七	訪問リハビリテーション	十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七	平成二九・〇・二七	

青森県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定期日
	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地	
医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	訪問看護	訪問看護ステーション白生会	五所川原市字中平井町一四二の一	平成三〇・一・四
有会社サライズ	五所川原市大字姥苅字桜木二五	通所介護	デイサービスセンターひかり	五所川原市大字姥苅字桜木二五	三〇・一・一

青森県告示第十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止の年月日
株式会社友情	株式会社友情	黒石市大字中川字富田一〇の二	通所介護	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	平成二〇・二・二	平成二九・二・三〇
株式会社あうら	株式会社あうら	青森市幸畑二丁目六の一〇	訪問看護	むつ市金曲二丁目五の五	平成二九・二・二五	平成二九・三・三

青森県告示第十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止の年月日
医療法人弘愛会	弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	居宅介護支援事業所弘愛会病院	平成二九・三・一	平成三〇・一・一

株式会社友情	黒石市大字中川字富田一〇の二	居宅介護支援「友情」	黒石市大字東野五二の二の二ロックストハイム	二九・二・二〇	二九・二・三〇
--------	----------------	------------	-----------------------	---------	---------

株式会社東風	三沢市岡三沢二丁目四の二	居宅介護支援事業所	三沢市岡三沢二丁目四の二	二九・三・二五	三〇・一・一
株式会社祐里	上北郡野辺地町字大月平三四の二三	居宅介護支援センター	上北郡野辺地町字大月平三四の二三	二九・三・一〇	三〇・一・一〇
有限会社赤坂電子工業	和田市西十四番町一三の五	青い森ケアうるお介護事業所	和田市西十二番町一〇の二二	二九・三・二二	三〇・二・一

青森県告示第十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
医療法人白生会	白生会	五所川原市字旭町二〇の六	介護予防訪問看護	五所川原市字中一平井町一四二の二	平成三〇・一・四

青森県告示第十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビスの 名称	介護予 防サー ビスの 所在地	届出 年月日	廃止 年月日
株式会社 友情	黒石市大字中川 字富田一〇の二	介護予 防通所 介護	デイサ ービス 「ゆ うじ う」	黒石市大字東 野添字長坂道 北一五二の七	平成 二〇・二〇・二	平成 二〇・二・三〇
株式会社 あうら	青森市幸畑二丁 目六の一〇	介護予 防訪問 看護	訪問看護 ステーション あゆみ	むつ市金曲二 丁目五の五	二〇・二・二五	二〇・三・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

ケアポートバンドーむつ

〃 真砂町七の二

を

ケアポートバンドーむつ

〃 真砂町七の二

に改める。

ケアハウスみちのくグリーン
リブ

〃 十二林一の一三

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭